

P T A 会 則  
付・慶弔規定

令和8年4月

船橋市立高根小学校 P T A

# 高根小P T A会則

## 第1章 名称及び事務所

- 第 1条 本会は高根小学校P T Aという。  
第 2条 本会は事務所を高根小学校におく。

## 第2章 目的及び活動

- 第 3条 本会は父母と教師が協力して、家庭と学校と社会における本校児童の幸福な成長をはかることを目的とする。  
第 4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。  
1. よりよき父母教師となるよう努める。  
(研修と親睦、研究調査の後援等)  
2. 家庭と学校との緊密な連絡を取り、児童の生活を向上させる。  
(定例参観、保護者会、地区集会等)  
3. 児童の生活環境をよりよくする。  
(児童の福祉推進に関する諸施設と環境整備等)  
4. その他本会の目的を達成するために活動。

## 第3章 方針

- 第 5条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。  
第 6条 本会は児童福祉の為に活動する社会的諸団体及び機関と協力する。  
第 7条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉を受けてはならない。  
第 8条 本会は教職員及び教育委員会の委員と学校問題について討議し、又その活動を助ける為に意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

## 第4章 会員及び経費

- 第 9条 本会の会員は次の通りとする。  
本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わるもの及び本校教職員。  
第10条 本校の会費は年1家庭3,000円とする。  
第11条 本校の活動に要する経費は、会費寄付金その他の収入より支弁される。  
第12条 本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
会費の納入は1年に1度とし、振込後の転出・就学援助が発生した場合返金しない。  
転入の際はその月より納入する。

## 第5章 役員

第13条 本校の役員は次の通りとする。

会長	1名
副会長	3名
書記	2名
会計	2名
常任委員	各専門部部長・副部長
顧問	若干名

第14条 本会には会計監査2名をおき、本会会計処理につき年2回監査する。会計監査委員は常任委員会の推薦により総会で承認を得る。

第15条 役員の仕事は下の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に仕事支障する時はその職を代行する。
3. 会計は会費その他の出納保管を行いこれを正確に記録し、定期総会において決算報告をする。
4. 書記は会議に議事を記録し、各種の会合について連絡の任に当たる。
5. 常任委員の任務は別に定める。
6. 顧問は会長が必要と認めた場合委嘱し、本会運営の為の諮問に答ずる。

第16条 役員の仕事期間は、本部二年・校外環境部一年とする。但し再任は妨げない。補欠役員についてはその残任期間とする。

## 第6章 役員を選出

第17条 会長・副会長・書記・会計・青少年指導員は、前年度役員において選出し、常任委員会及び総会で承認する。但し事故の生じた場合は常任委員会において協議し決定する。

第18条 常任委員は互選により決定し総会に報告する。  
但し、地区から選出される常任委員は、地区ごとに選出し総会に報告する。

## 第7章 会議

第19条 本会は、次の組織により構成する。

1. 総会
2. 本部会
3. 常任委員会
4. 専門部会

- 第20条 総会・・・総会は本会の最高決議機関であり、毎年4月に開催する。  
なお、必要を認めた時は、臨時に会長がこれを招集する。  
総会の定員は会員の5分の1以上とする。但し委任状を認めるものとする。
- 第21条 本部会・・・本部会は会長、副会長、書記、会計、顧問により構成される。会務の円滑な運営を図る。
- 第22条 常任委員会・・・常任委員会は会長、副会長、書記、会計、専門部部長、及び副部長、教職員若干名により構成される。  
常任委員会は総会につぐ決議機関であり、会長が招集し次の事項について審議する。
1. 総会に付議された事項
  2. 要望諸規定の制定に関する事項
  3. 専門委員会において必要と認めた事項
- 第23条 専門部会 校外環境部会とする。  
専門部会は校外環境部の地区役員と教職員により構成される。  
専門部会にそれぞれ部長をおく。  
校外環境部会は、校外における児童の善導安全の仕事に協力し、学校施設の拡充及び環境整備の推進にあたる。

付 則

1. この規則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意により改正することができる。
2. この規約は昭和38年4月1日より実施したものを一部改正し、昭和57年5月6日より実施する。
3. 昭和62年5月2日 一部改正。
4. 昭和63年4月23日 一部改正。
5. 平成元年4月22日 一部改正。
6. 平成4年4月25日 一部改正。
7. 平成7年4月21日 第7章第22条、一部改正。
8. 平成8年4月22日 第5章第13条、第15条、第6章第17条、第7章第19条、一部改正。
9. 平成11年4月23日 第6章第17条、第18条、一部改正。
10. 平成17年4月22日 第7章第23条、一部改正。
11. 平成27年4月27日 第7章第23条、一部改正。
12. 平成28年4月27日 第4章第12条、一部改正。
13. 平成29年4月27日 第5章17条、一部改正。
14. 平成29年4月27日 第7章23条、一部改正。
15. 令和7年4月17日 第5章 第15条、第17条、第18条、第19条、第22条  
第23条、24条  
第6章 第18条  
第7章 第19条 一部改正。
16. 令和8年4月27日 第5章 第16条、第6章 第17条 一部改正。

## 慶弔規定

- 第1条 この規定は船橋市立高根小学校PTA会員の表彰、餞別、慶弔、見舞いに関する規定である。
- 第2条 本校の校長、教頭、教諭、事務職員、校医、栄養士、技労員その他 高根小学校に所属するもので功績特に顕著な者には常任委員会の議を経て表彰することができる。
- 第3条 本PTA会員で、功績特に顕著な者には常任委員会の議を経て表彰することができる。
- 第4条 本職員が転退職した場合は、記念品を贈呈する。
- 第5条 本校の児童並びにPTA会員には、下記の基準により慶弔の意を表す。
- (イ) 本校児童が死亡した時 (5, 000円)
  - (ロ) 児童の父母が死亡した時 (5, 000円)
  - (ハ) 教職員が死亡した時 (5, 000円)
  - (ニ) 教職員の配偶者及び父母、子供が死亡した時 (5, 000円)
  - (ホ) 教職員が結婚した時 (5, 000円)
- その他特に必要と認められた時には常任委員会で協議して贈呈することができる。但し緊急を要する場合は常任委員会の議を経ず、会長において適宜に処理することができる。
- 第6条 会員が下記のような事故を生じた時は、常任委員会の議を経て見舞うことができる。
- (イ) 児童が30日以上怪我や病気で休んだ時 (5, 000円)
  - (ロ) 火災、風水害の災害を受けた時 (5, 000円)
  - (ハ) その他、特に必要と認められた時 (5, 000円)
- 見舞い金について緊急を要する場合は、常任委員会の議を会長において適宜に処理することができる。

### 付 則

1. 本規定は昭和39年6月1日より実施したものを一部改正、昭和57年5月7日より実施する。
2. 昭和62年5月2日 一部改正。
3. 昭和63年4月23日 一部改正。
4. 平成7年4月21日 第4条、第5条、第6条、一部改正。